

2016年11月4日

企業と雇用システム

第6回

賃金制度と仕事の評価



高田好章

前回のアンケート・意見・質問から

- 前々回のアンケートの方からの意見あり:
 - ◇「自分の気持ちを他人に伝えること」ということ:
その意見に賛成、でも伝えられない人がいたら・・・
- 派遣の団結権・団体交渉権からの排除とは？
- 派遣元と派遣先との中間システムは必要
 - ◇無料の職業紹介が公的機関として存在していた
民間でも派遣ではなく、職業紹介でいいのでは
- これからの就業形態はどうなるのか？

最近の新聞記事から:

「うちの会社はブラック」24%

連合総研、2000人ネット調査

会社勤めの人のうち、4人に1人が「自分の勤め先が『ブラック企業』にあたる」と思っているとの調査

結果を、労働組合の中央組織・連合のシンクタンク「連合総研」が28日発表した。20〜30代の男性では3

人に1人にのぼった。

首都圏や関西圏在住で、民間企業で働く20〜64歳の男女2千人を対象に、今月1〜6日にインターネットで調査した。違法・悪質な労働条件▽違法な長時間労働

働▽残業代未払い▽パワーハラメント▽極端に離職率が高い、などの特徴がある企業を「ブラック企業」と定義し、勤め先が該当すると思うかを聞いた。

「思う」「そう思う」「どちらか」と思う人は24.6%。男女とも若年層の割合が高く、30代男性は33.1%、20代男性は32.4%にのぼった。雇用形態別では、正社員(28.1%)の方が非正社員(17.8%)より約10%高かった。

「思う」と答えた正社員のうち、年収400万円未満が45.1%、1週間あたりの平均実労働時間が50時間以上の人が35.6%を占めた。

(贅川俊)

最近の新聞記事から： 今日の朝刊から

2016-11-04朝日新聞

「これって変」 バイト声上げ

飲食店バイト：大阪府内

- ・時給950円、ランチ時900円
- ・備品代：月200円天引き
- ・1カ月以内退職 減給3万円

関西学生アルバイトユニオン

返金：3000円

◎今回のテーマ

賃金制度と仕事の評価



雇われて働くということの一番の目的は、労働の対価としての賃金を得ることであるともいえます。

賃金はどのように決まるのか、

どのように払われるのか、

その場合の仕事の評価はどのようになされるのかを考えます。

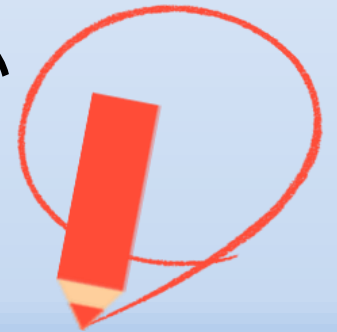
また職種等級による賃金査定と

様々な手当・残業手当、

さらに最低賃金制度なども取り上げます。

プロローグ

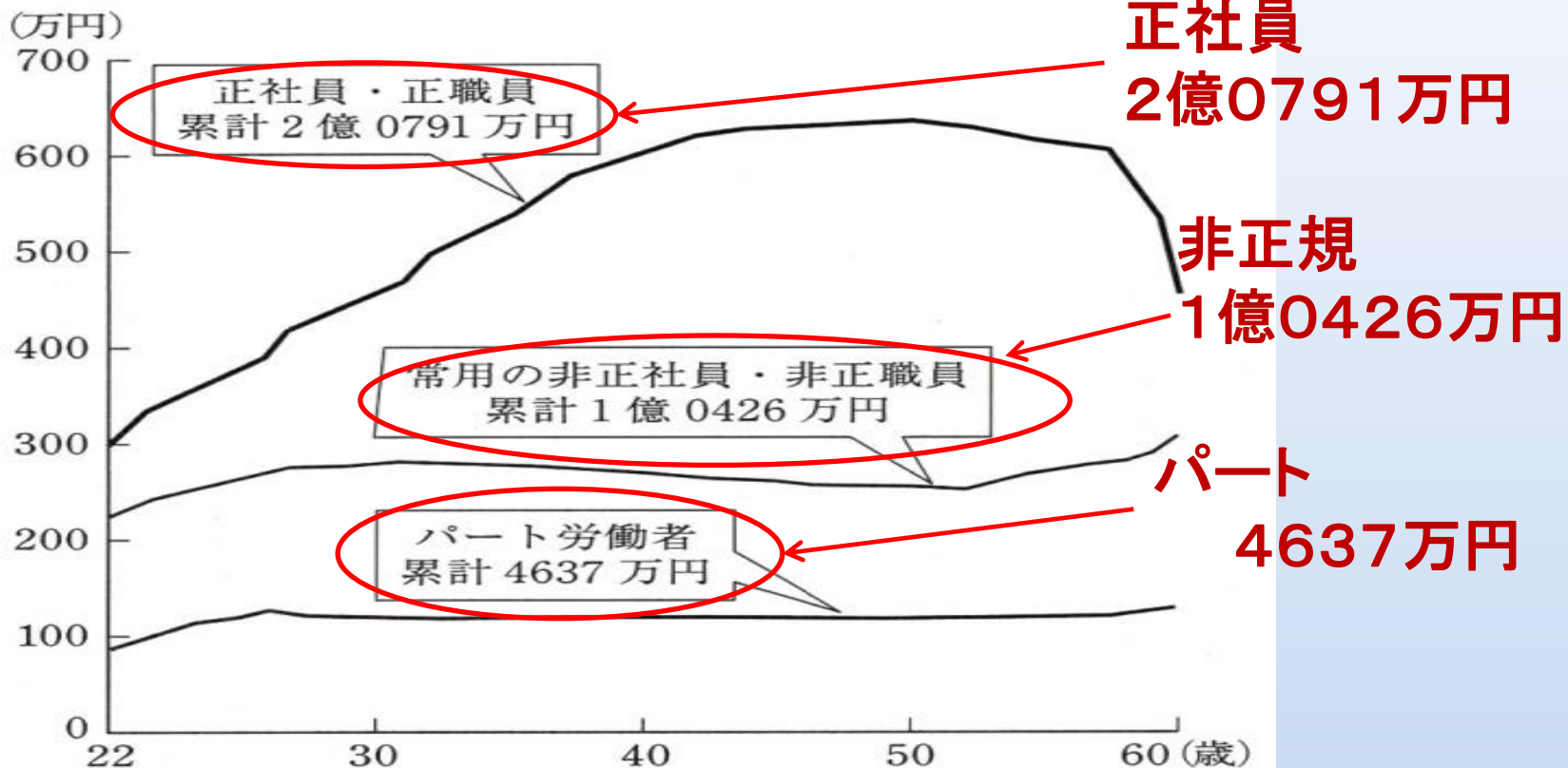
- ・何故、働くのですか
 - 生きていくためですか
 - 日々を食いつなぐためですか
 - 賃金を得るためですか
 - それとも自己実現のためですか
- ・働くことに賃金は重要な位置を占めます
 - 自分の働きの評価につながります
 - どのように評価されて賃金が決まるのか
 - おっと、その前に
 - その賃金で暮らしていけますか？



生涯賃金

どれだけ一生で稼ぎますか：

正社員と非正規・パートの生涯賃金比較



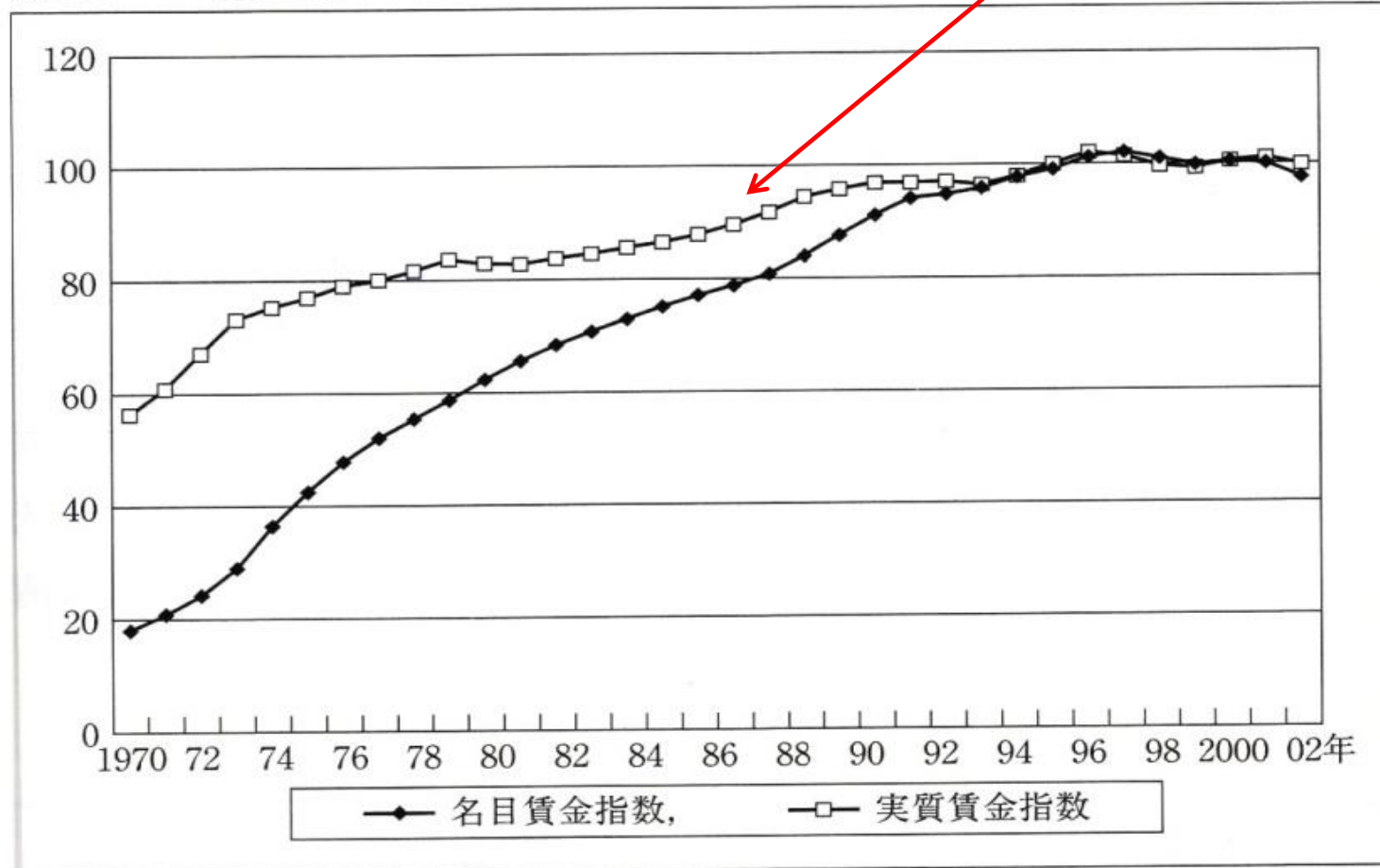
出所：厚生労働省「賃金構造基本調査」、『週刊東洋経済』
2006年5月13日号より

図 4-3 正社員，非正社員，パート労働者の生涯賃金比較

賃金カーブ

1970年→2002年:上昇

図 3-8 賃金指数の推移



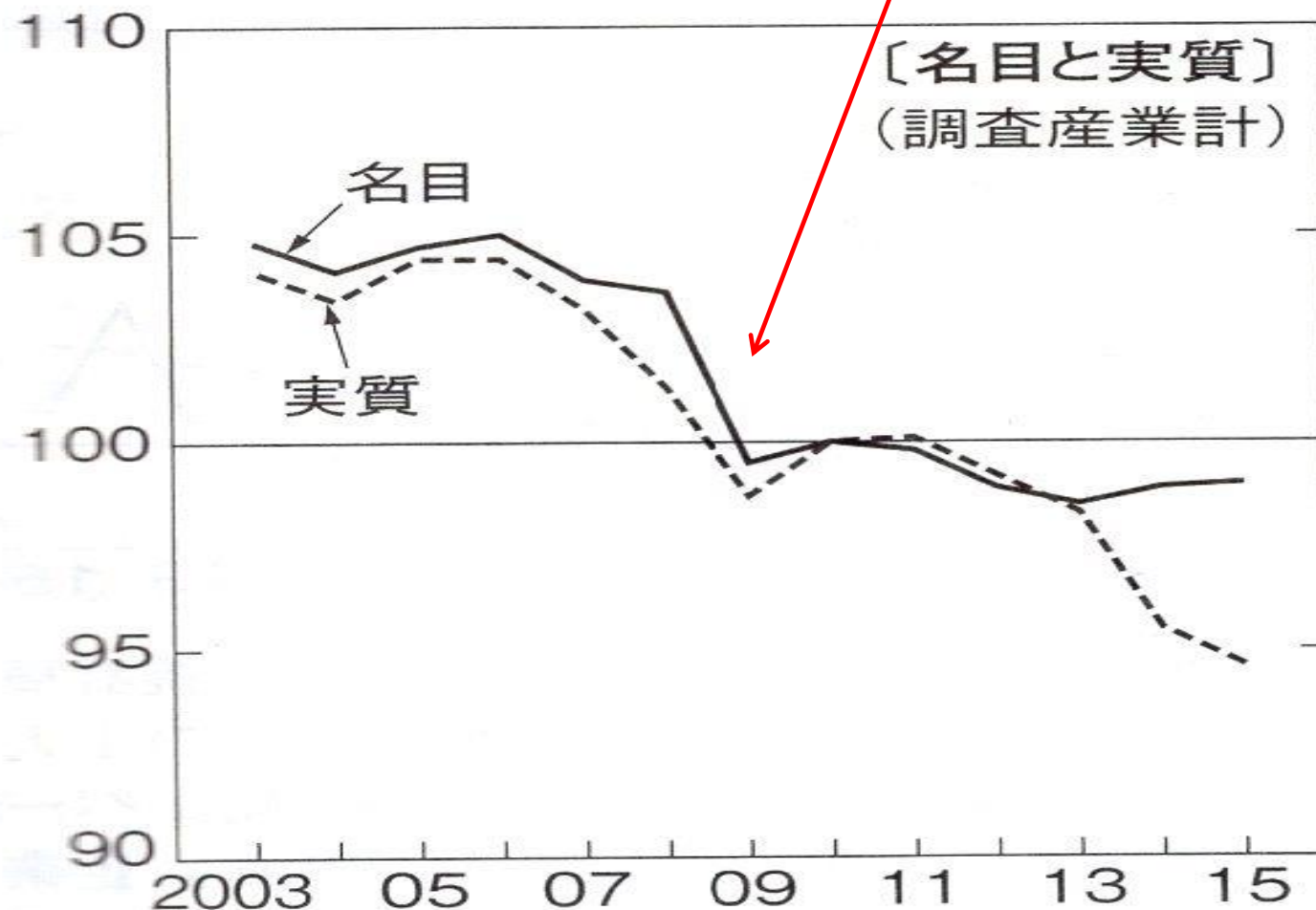
注：現金給与総額の系列。2000年を100と置いたもの。

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計」

賃金カーブ

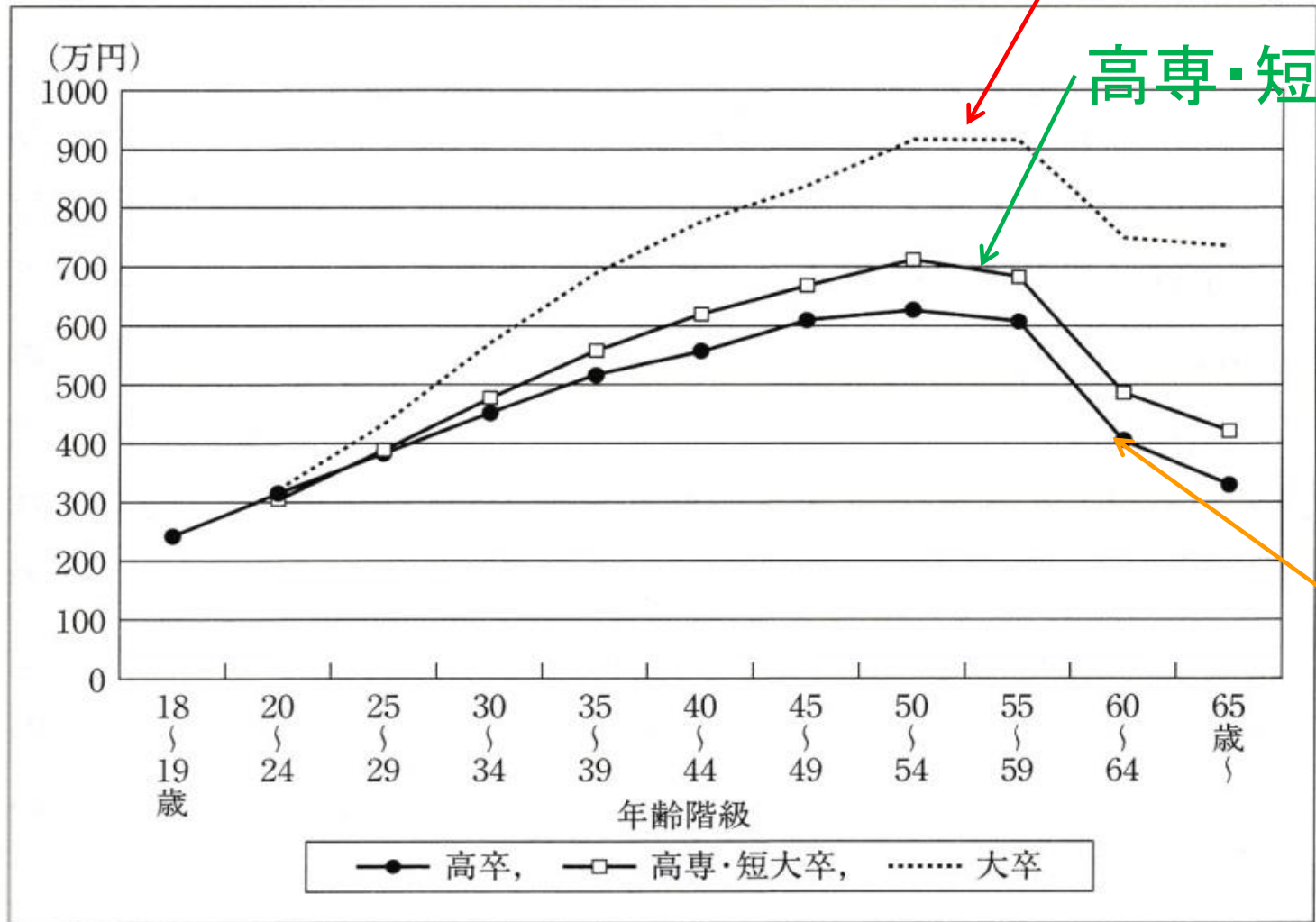
2003年→2015年:下落

図 5-14 賃金指数 (2010年=100)



学歴による賃金格差 2002年

■図 5-1 学歴別・年齢別賃金（年収）



資料出所：厚生労働省「賃金センサス」2002年

雇用形態別の賃金格差

2010年

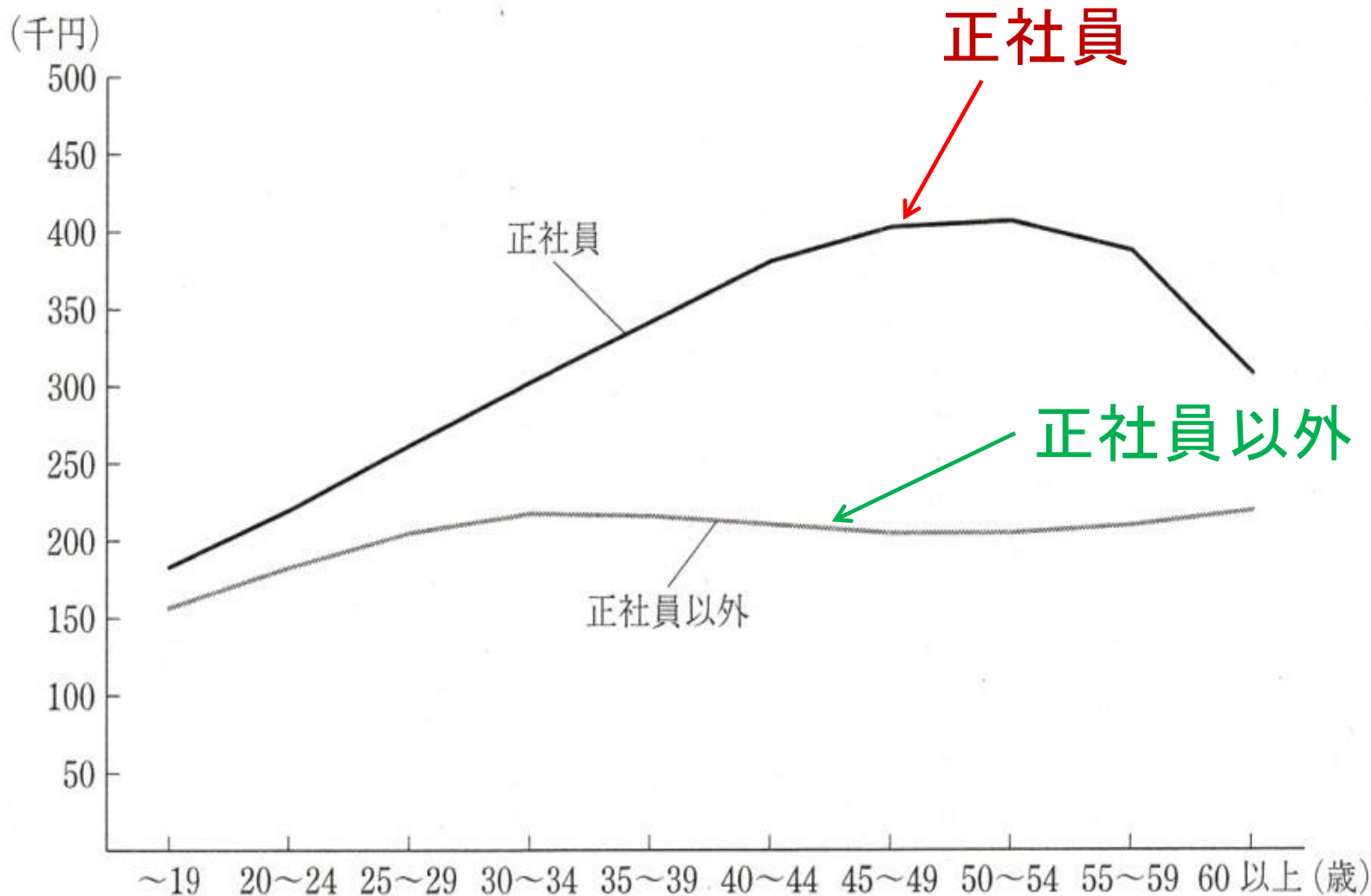


図 10 正社員と正社員以外の賃金カーブ(2010年版「労働経済の分析」より作成)

○中小賃金格差

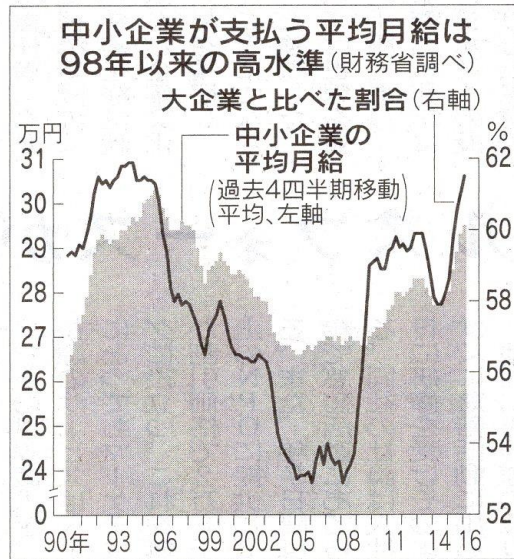
大企業・中小の
賃金格差縮小
それでも
61.5%

大企業と中小企業の賃金格差が縮小している。財務省によると、今年1～3月に中小企業が払った従業員1人あたりの月給は大企業の61.5%となった。この比率は21年ぶりの高さとなり、原油安で収益が改善した非製造業を中心に人材確保に向けた賃上げが広がっていることを映している。先行き不安がくすぶるなか、中小の賃上げが定着するかが消費下支えの力を握りそつだ。

財務省の法人企業統計をもとに、給与と賞与の合計を従業員数で割って1人あたりの月給を算出

大企業と中小 賃金格差縮小

原油安で収益改善



賃上げ定着、消費下支えした。四半期ごとの振れ半期分の平均値を求めた。大きいため、過去4四

どんな職業の給与が高いのか、低いのか

表 4 - 2 職種別月間所定内給与 (単位：万円)

男 性		女 性	
(上位10職種)		(上位10職種)	
航空機操縦士	87.4	高等学校教員	39.9
医師	83.0	航空機客室乗務員	39.8
大学教授	70.1	各種学校・専修学校教員	32.4
大学助教授	56.8	薬剤師	29.0
高等学校教員	48.4	看護師	28.2
一級建築士	40.6	システム・エンジニア	28.0
自然科学系研究者	40.4	臨床検査技師	27.8
記者	40.4	家庭用品外交販売員	26.2
保険外交員	38.9	准看護師	24.2
各種学校・専修学校教員	36.5	娯楽接客員	23.2
(下位10職種)		(下位10職種)	
給仕従事者	24.2	パン・洋生菓子製造工	17.0
パン・洋生菓子製造工	24.1	精紡工	16.4
家具工	23.2	紙器工	16.1
製材工	22.4	プリント配線工	15.9
洗たく工	21.8	調理師見習	15.8
ミシン縫製工	21.7	通信機器組立工	15.3
警備員	20.1	洗たく工	15.3
ビル清掃員	19.5	洋裁工	14.4
タクシー運転者	19.1	ビル清掃員	14.3
調理師見習	19.0	ミシン縫製工	13.9

資料出所：厚生労働省「賃金センサス」2002年

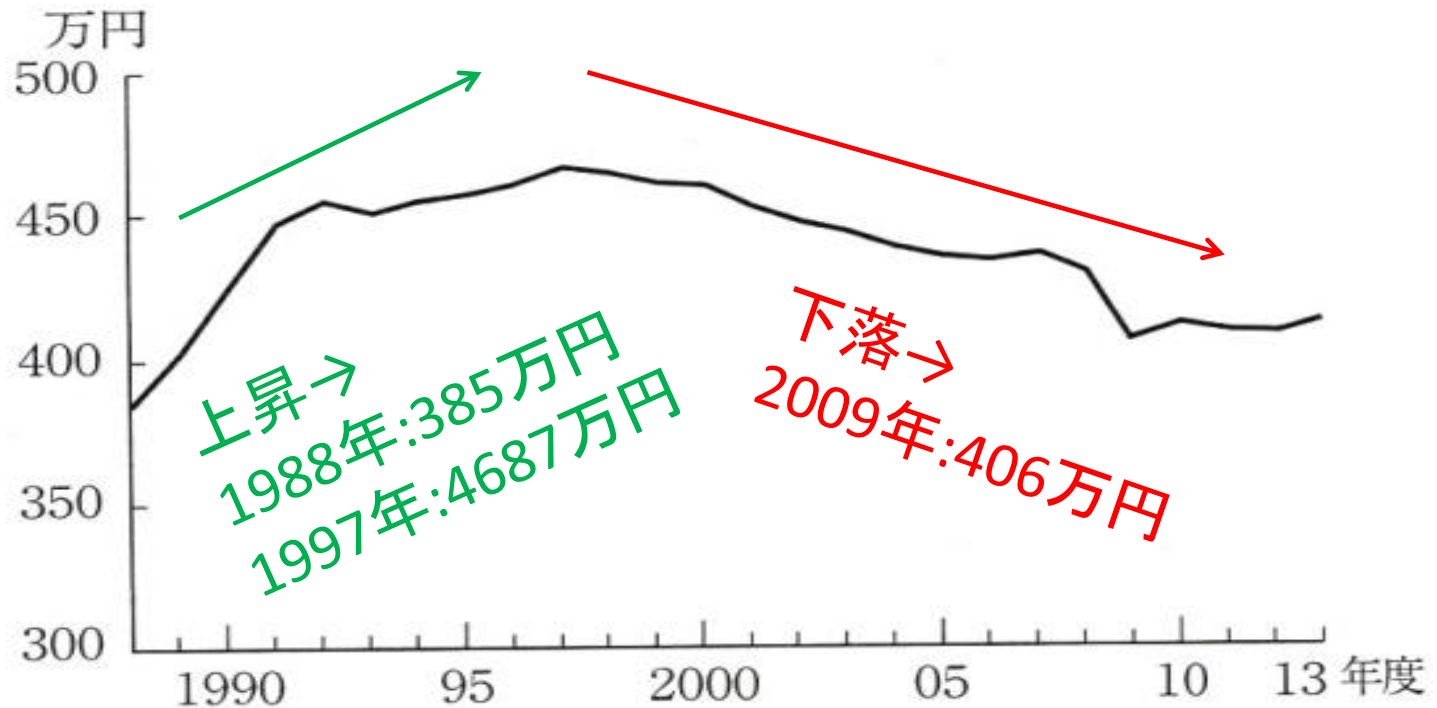
操縦士
87.4万円
医師
83.0万円

タクシー
運転者
19.1万円
調理師
見習
19.0万円

高校教員
39.9万円
航空機
客室
乗務員
39.8万円

ビル
清掃員
14.3万円
ミシン
縫製工
13.9万円

なんと下がっているのだ： 給与所得の年間平均賃金の推移

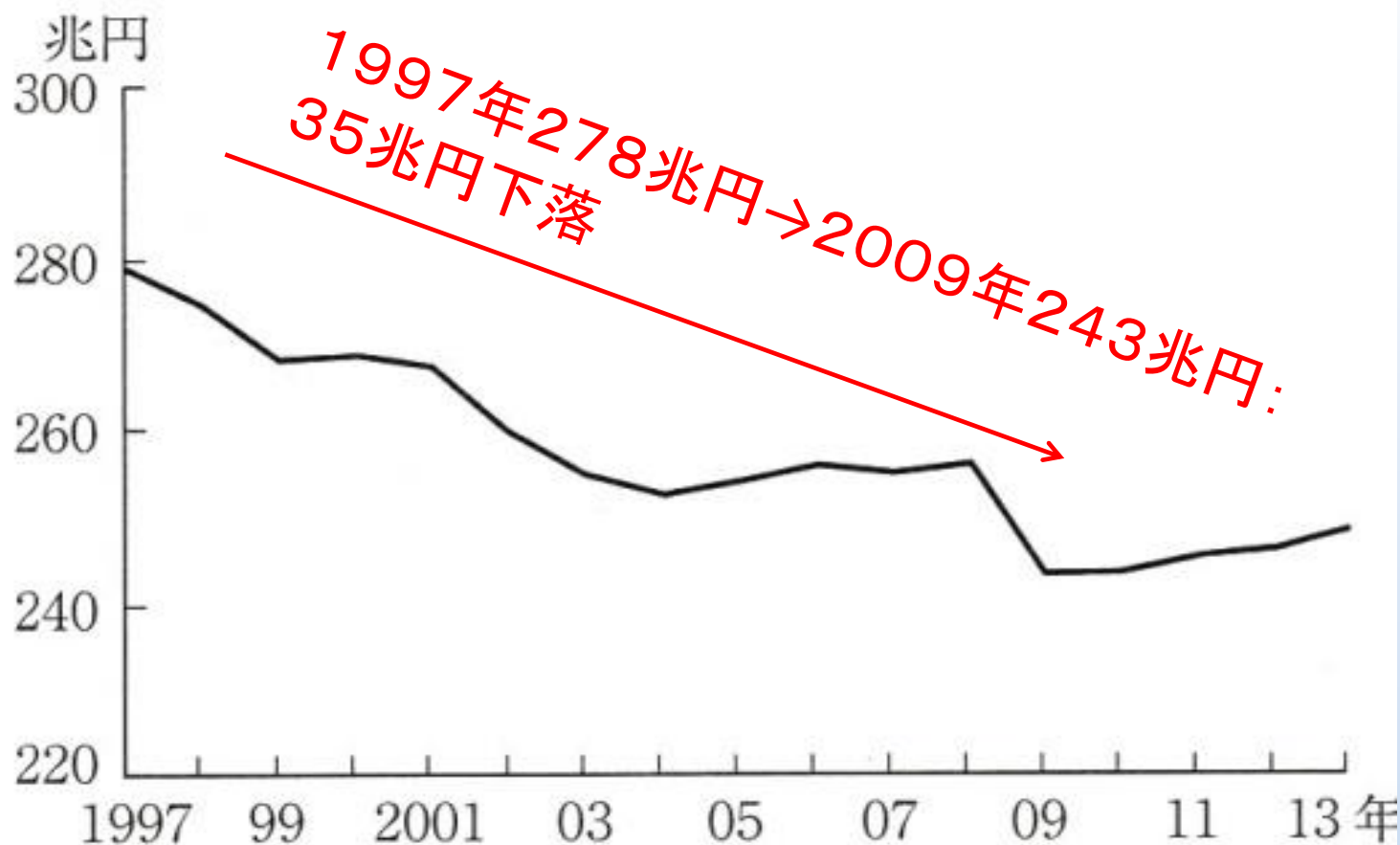


(注) 1年を通じて勤務した給与所得者の1人当たりの平均給与を示す。

(出所) 国税庁「民間給与実態調査」長期時系列データ。

図 5-9 民間給与取得者の年間平均賃金の推移

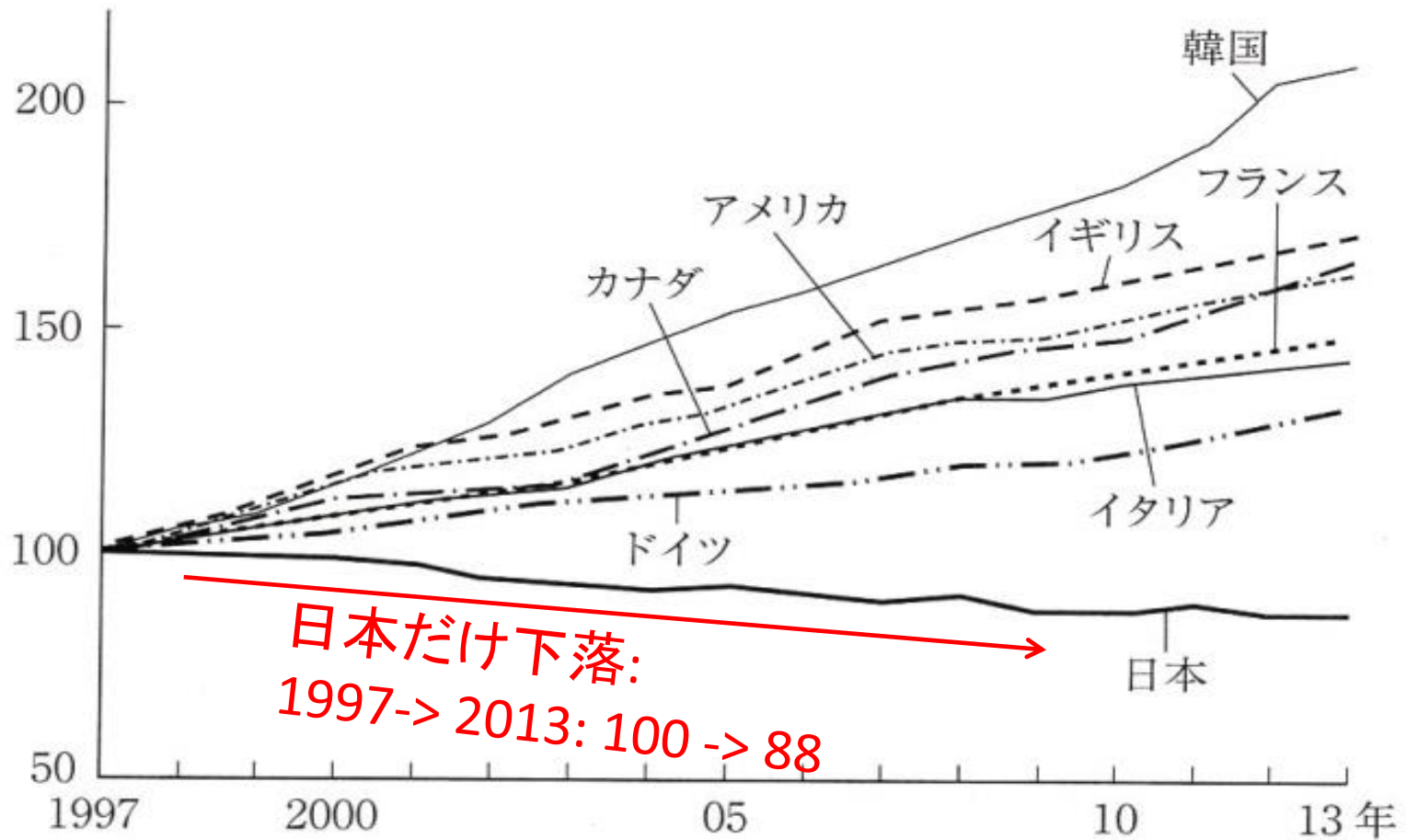
雇用者報酬の推移：生産活動の付加価値のうち雇用者分



(出所) 内閣府「国民経済計算」III 雇用者報酬.

図 5-10 雇用者報酬の推移

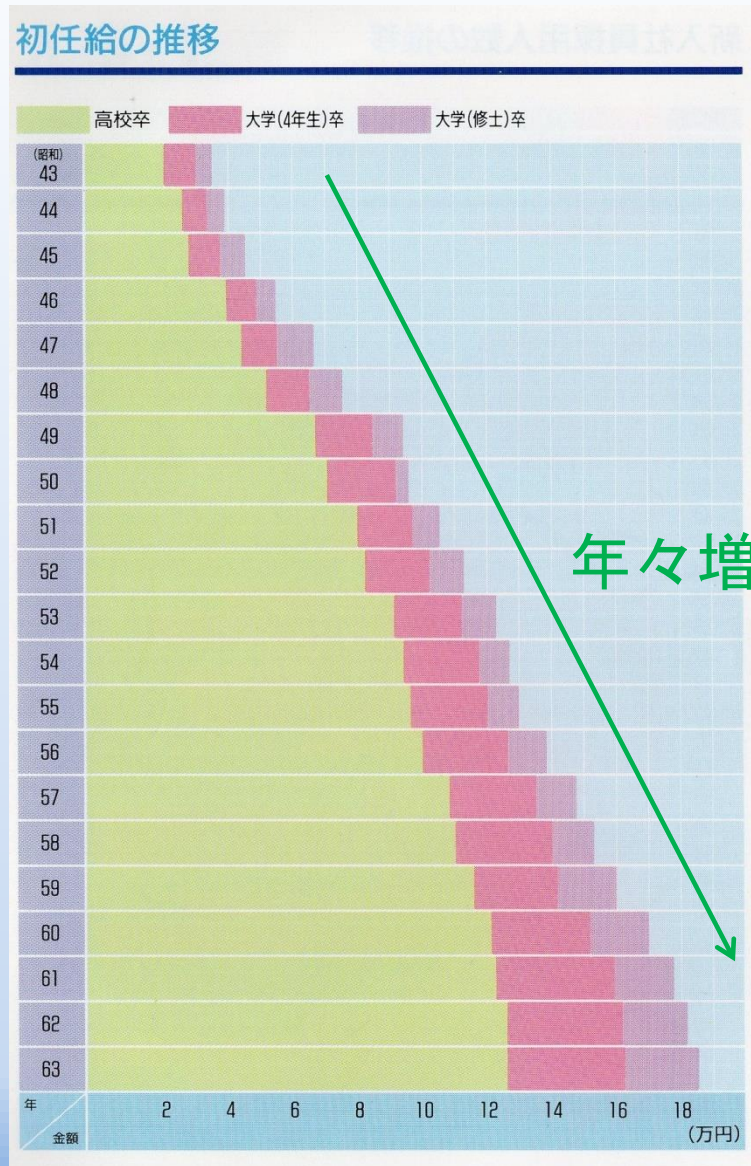
主要先進国の平均賃金の推移



(注) 平均賃金は各国通貨で表した1人当たり平均年間名目賃金。
(出所) OECD Average annual wages, 2013.

図 5-11 主要先進諸国の平均賃金の推移

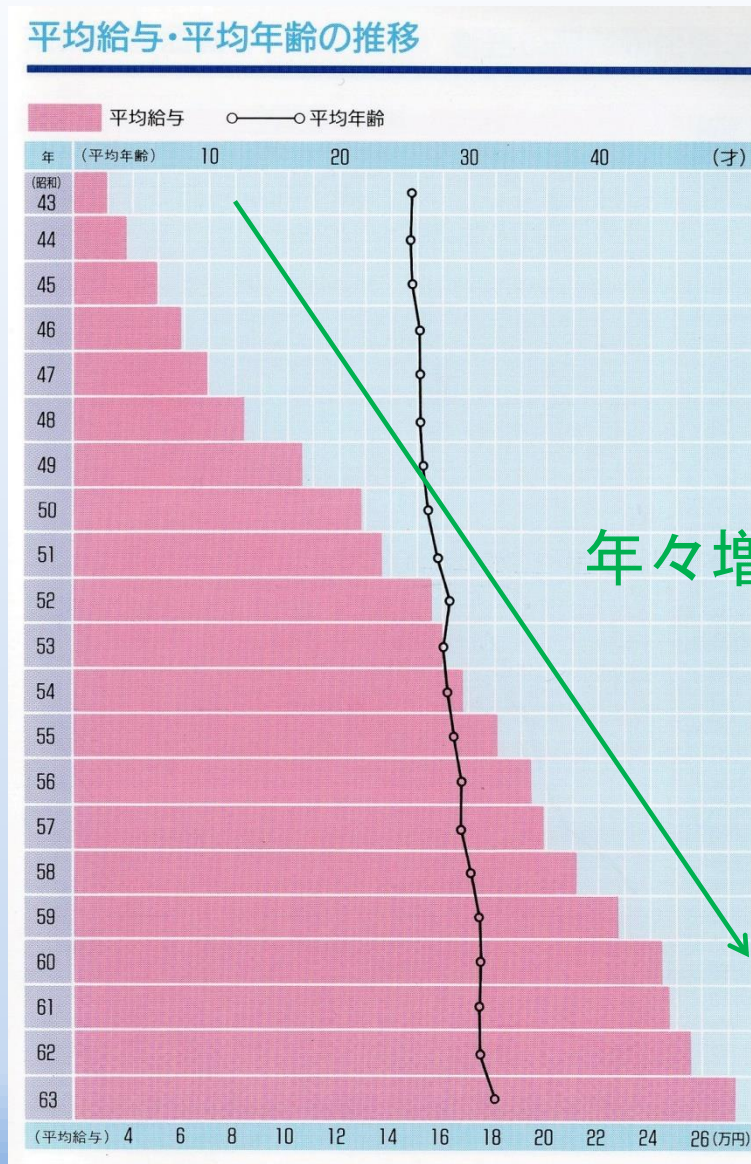
かつての賃金：高度成長期の賃金の実際



ミノルタの
初任給の推移
1968年
↓
1988年

年々増加

かつての賃金：高度成長期の賃金の実際



ミノルタの
平均給与の推移
1968年
↓
1988年

春闘：賃金交渉の歴史

毎年3月から4月にかけて、
「春闘」：組合・新聞用語：
経営側・労働省：春期賃金交渉

太田薫・総評指導者のアイデア
1950年代なかばに始まり、
1960年代に定着・
高度成長期：10%、12%、15%
のベースアップ

○春闘の歴史

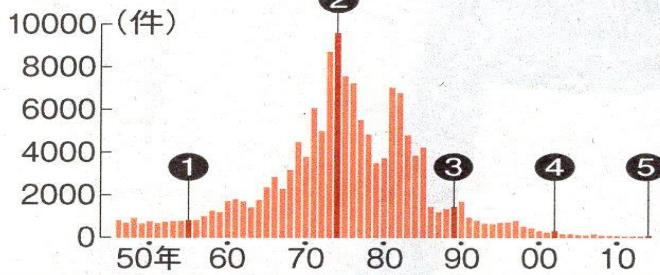
- 1955年
春闘スタート
- 1974年
32.9%賃上げ
- 1989年
連合発足
- 2002年
ベア要求見送り
- 2014年
官製春闘

教えて！
春闘
2
労働者は、どう

「2016年の春季生活闘争では、すべての働く者の処遇改善、底上げ、底支え、格差是正をめざす」
 今月7日、連合の逢見直人事務局長はこう訴えた。労働組合幹部らを対象にした学習会でのことだ。

春季生活闘争、略して「春闘」。働き手が力を合わせ、賃金の引き上げなどを会社に求めていく「闘い」だ。経団連はいま、もっぱら「春季労使交渉」と言う。「労使が幅広く話し合う場を、『闘い』とは考えていない」（経団連関係者）からだ。

ストライキなど争議件数は激減している



- | 年 | 春闘に関する主なできごと |
|-----|---|
| 55年 | 春闘がスタート |
| 74年 | 史上最高の32.9%の賃上げ |
| 89年 | 日本労働組合総連合会(連合)が発足 |
| 02年 | 連合が初めてベアアップ(ベア)の統一要求見送り |
| 14年 | 安倍政権が企業に賃上げを要求する「官製春闘」に。連合は5年ぶりにベア要求し、大手中心にベア獲得が相次ぐ |

春闘が始まったのは1955年。日本独特の取り組みとして60年以上、毎年続いている。日本は4月から新年度で、賃金上がるの場じくりをリードしてきた。この時期だ。これに合わせ、春闘は2月ごろから本格化する。鉄鋼や自動車、電機といった日本の代表的な製造業が時代によって相

生活給といわれるものは何か

電算型賃金:

1946年9月:電力会社の組合連合体:日本電気産業労働組合協議会(電産)が提案した賃金体系提案:
基本賃金に生活保障給:本人給・家族給を入れていることが特徴

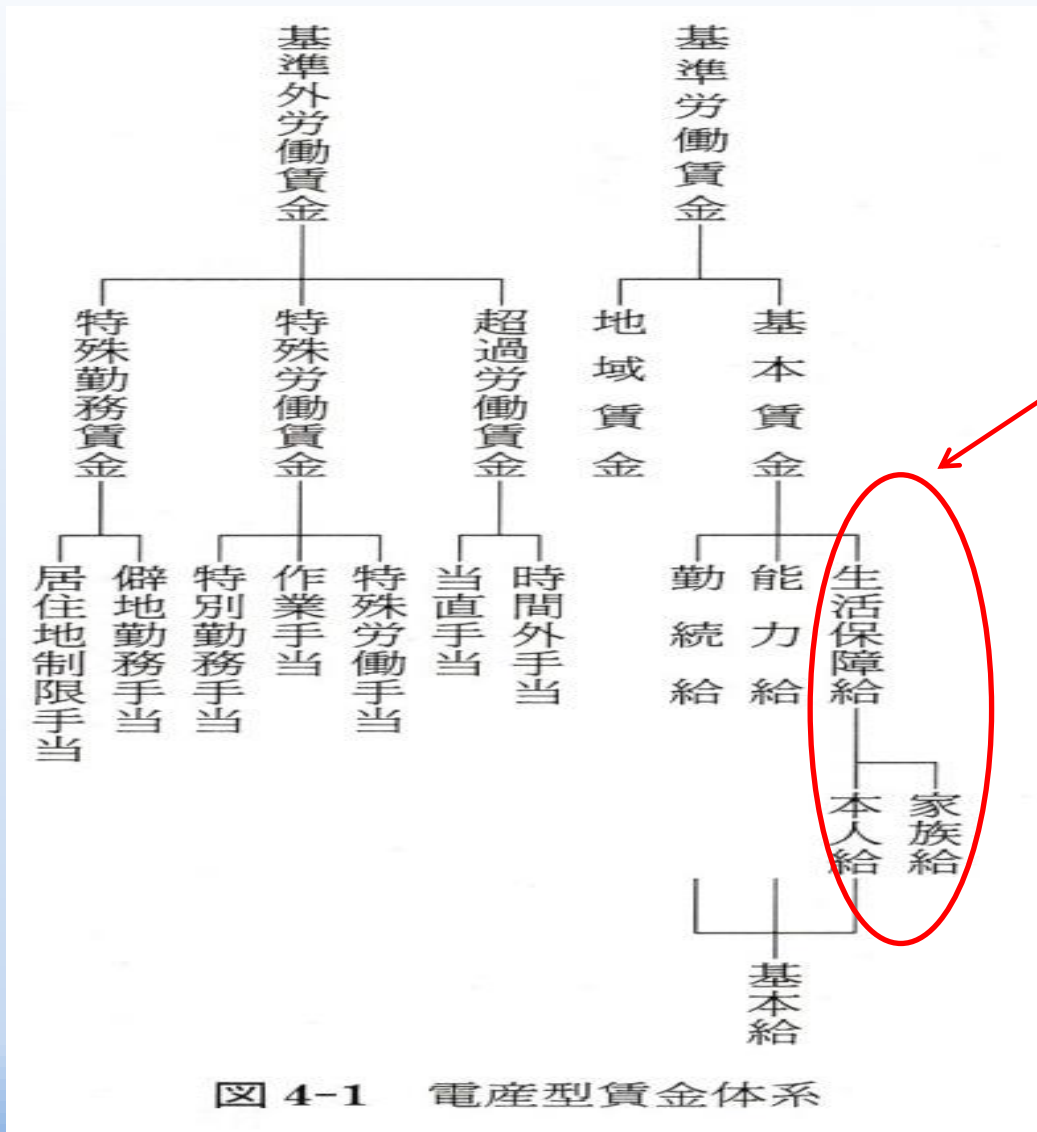
勤続給:年齢が上がれば、勤務が長ければ、自動的にあがる

生活費を基礎とする最低賃金制

日本で初めての『男女同一労働に対する同一賃金制』を実現した

拘束8時間労働制確立、生活保障給:生活費を基準とする最低賃金の確保、能力、勤続年数、勤怠に応ずる増加賃金の支給

電算型賃金体系



生活保障給
|
本人給
家族給

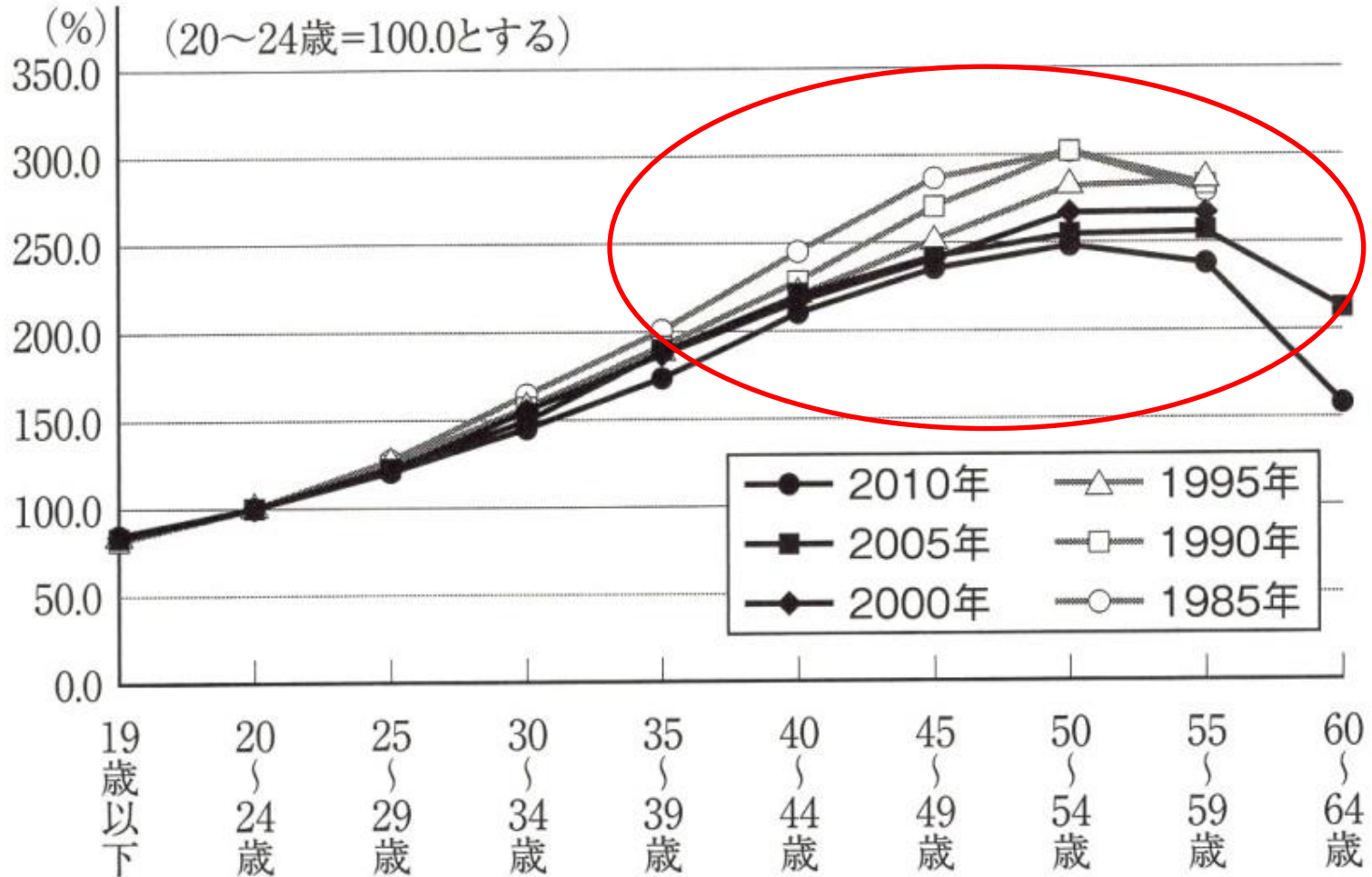
図 4-1 電産型賃金体系

電算型賃金からの、その後の流れ

- 1954年以降に定期昇給制度復活
- 生活給から定期昇給制度復活で、
年功賃金体系へ
- 定期昇給制度は
戦後型年功賃金体系の起点

賃金カーブ : 年功賃金カーブ

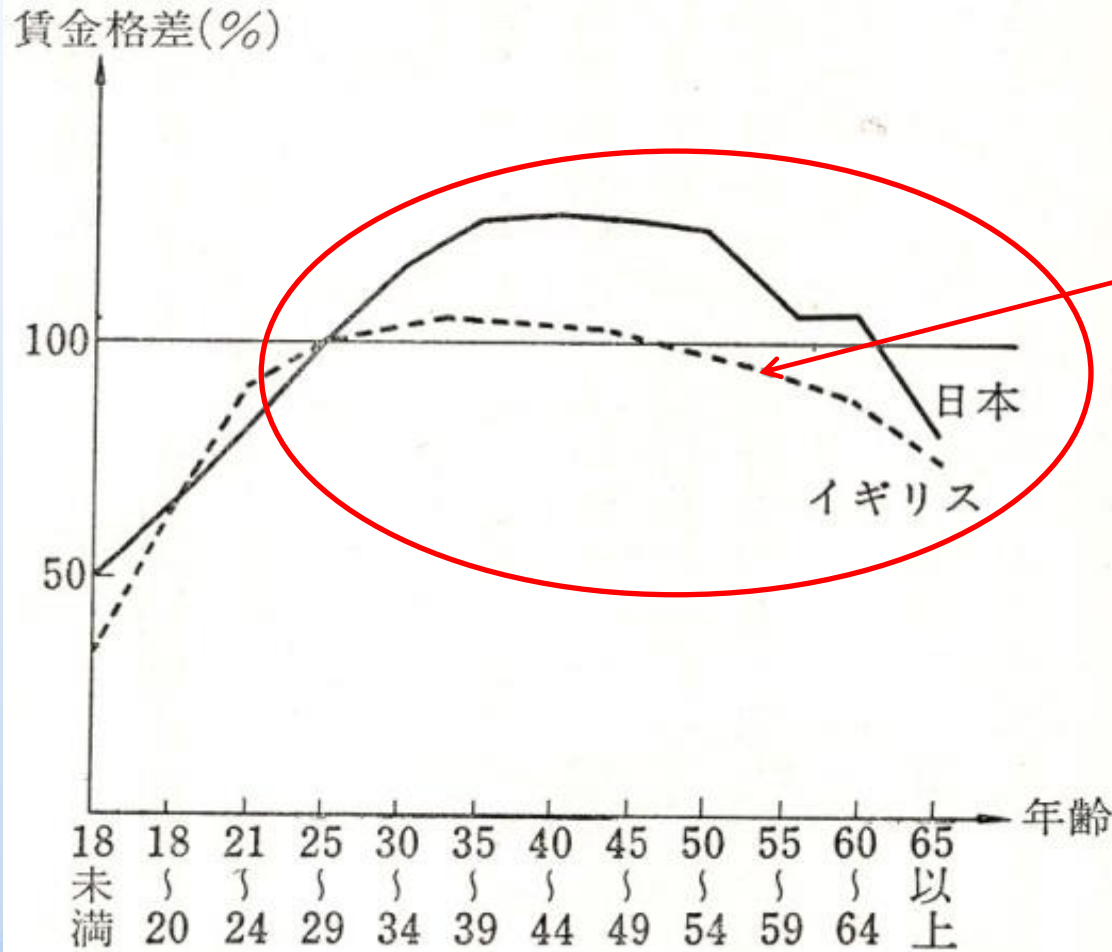
図4-2 年功賃金のカーブ



資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

年齢別賃金の日本とイギリスの比較

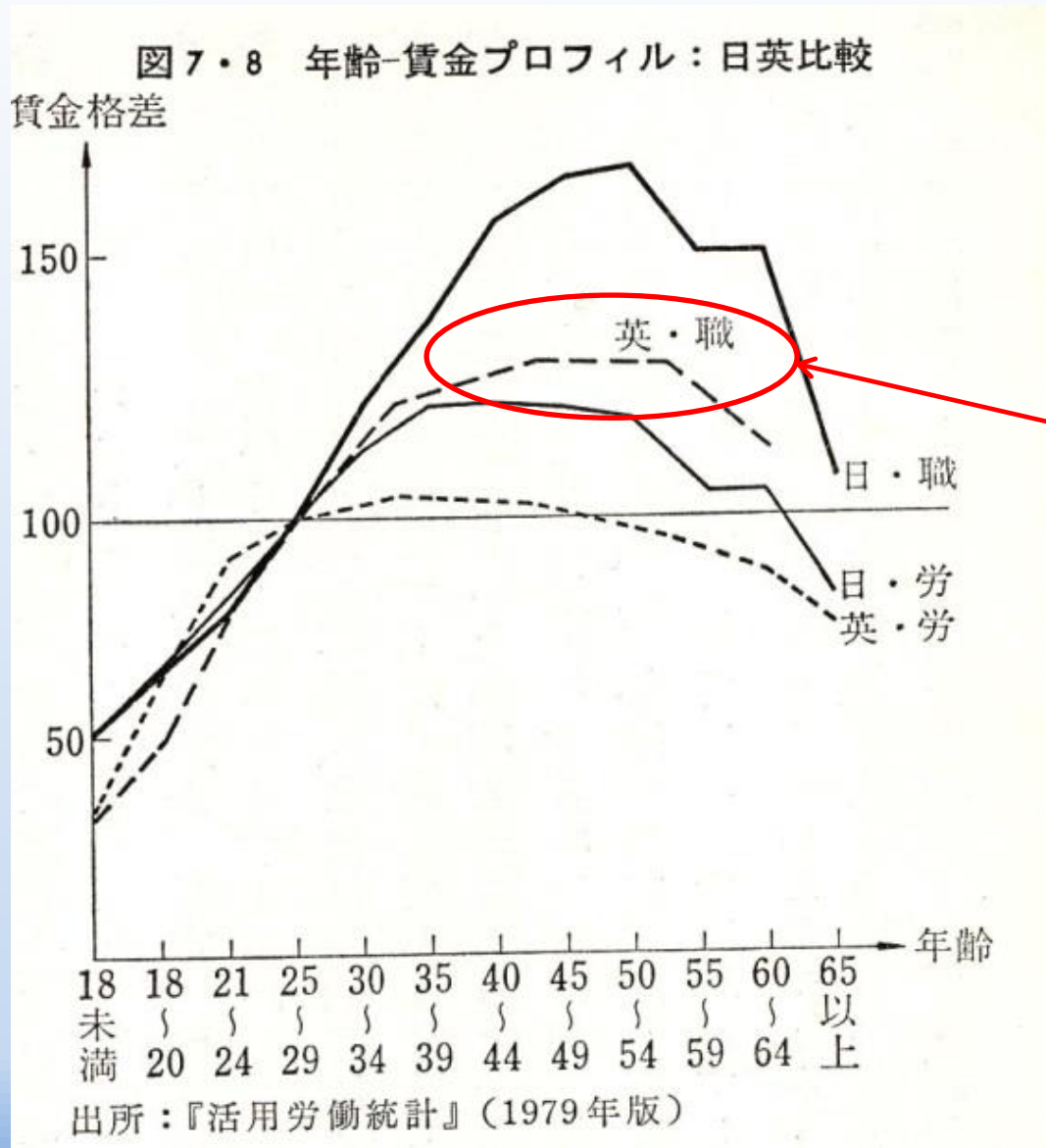
図 7・1 生産労働者の年齢別賃金：日本1977年，イギリス1970年



出所：『活用労働統計』（1979年版）

イギリスでも同様に年齢別賃金をみると年功賃金になっている

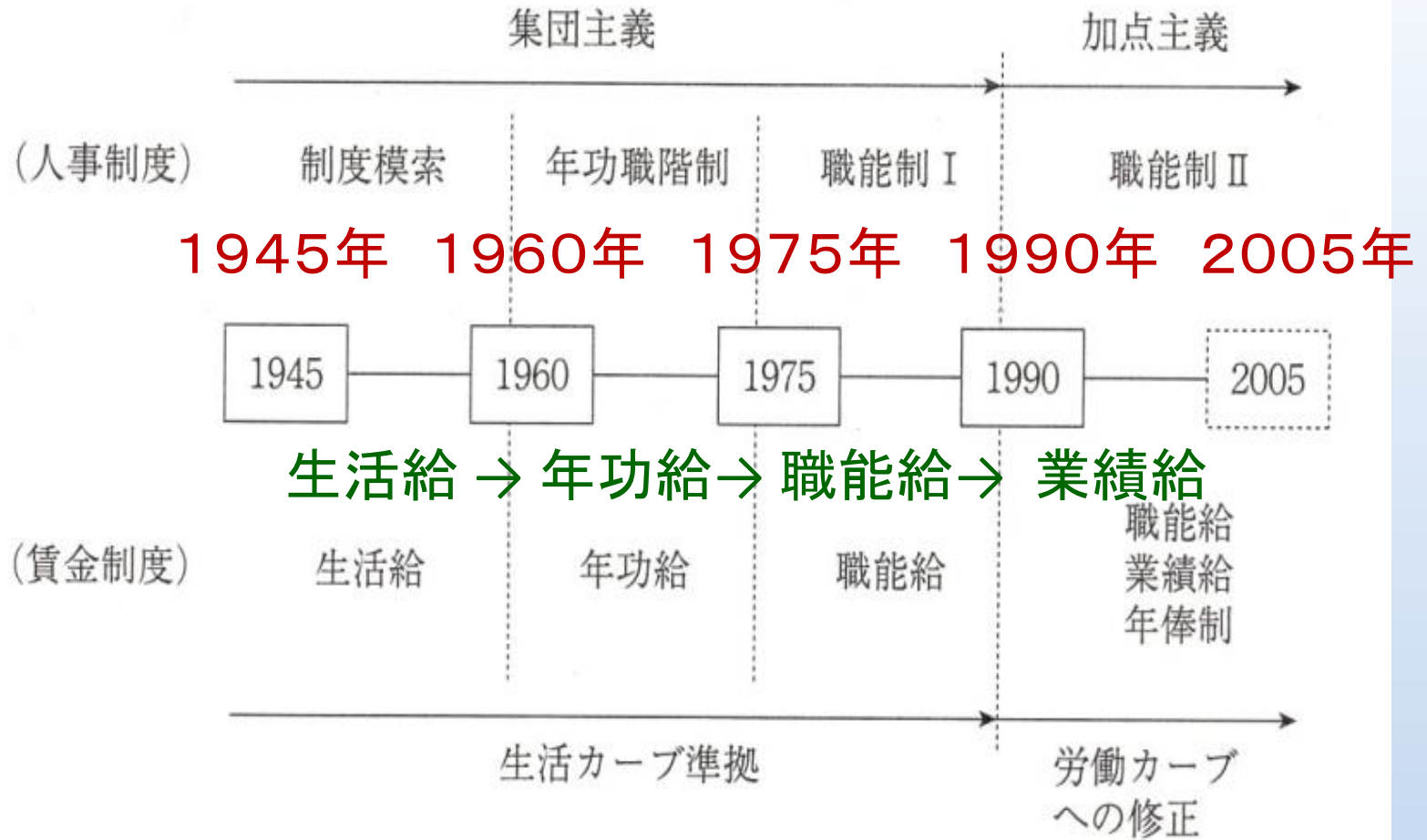
イギリスでも職員は現場労働者に比べて年功的



イギリス
特に職員は
年功賃金に
なっている

生活給・年功給から業績給への流れ

図6-10 人事・賃金制度の潮流



(出所) 図6-6に同じ。

能力主義への変化： これまで重視したものの、今後重視するもの

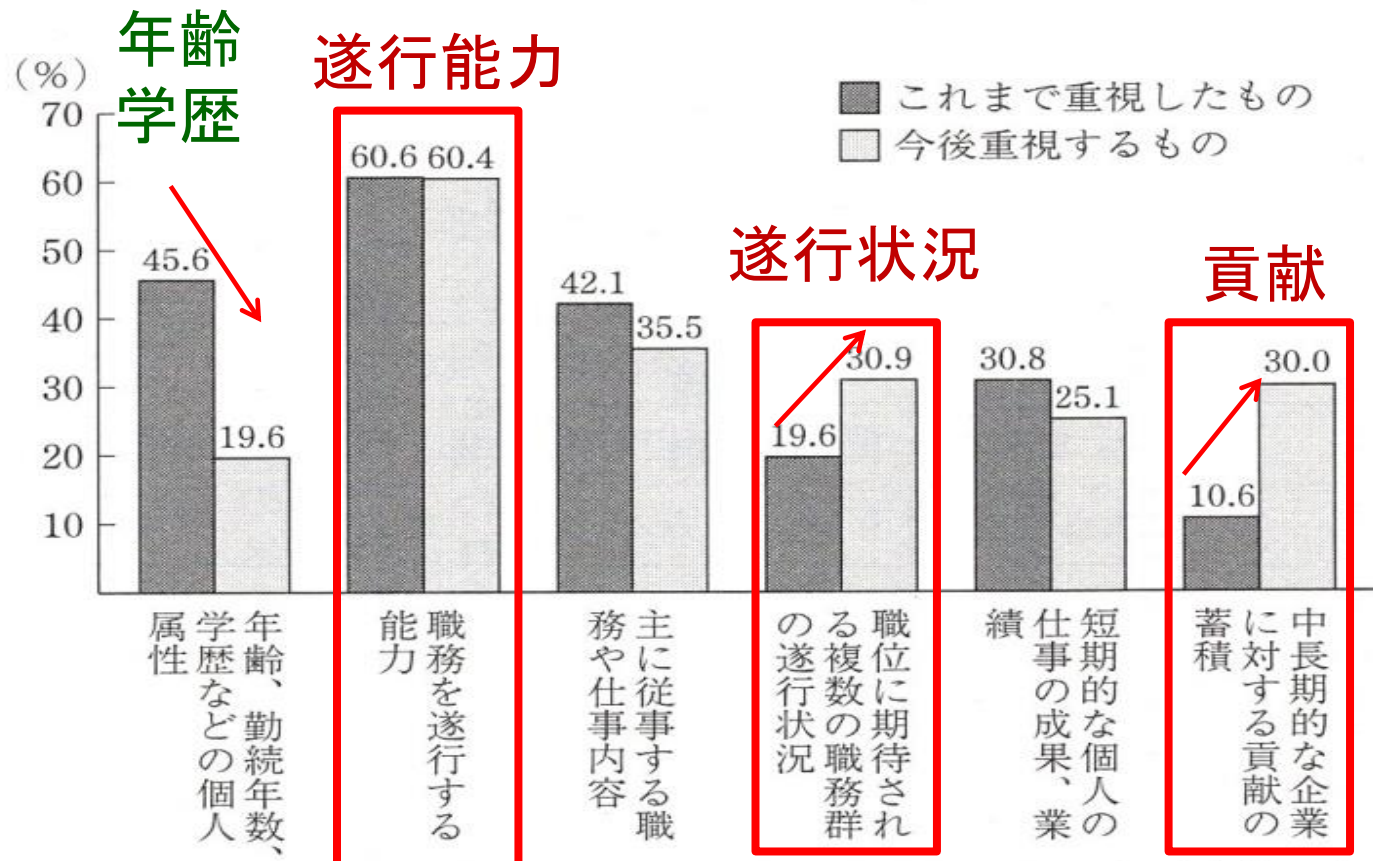
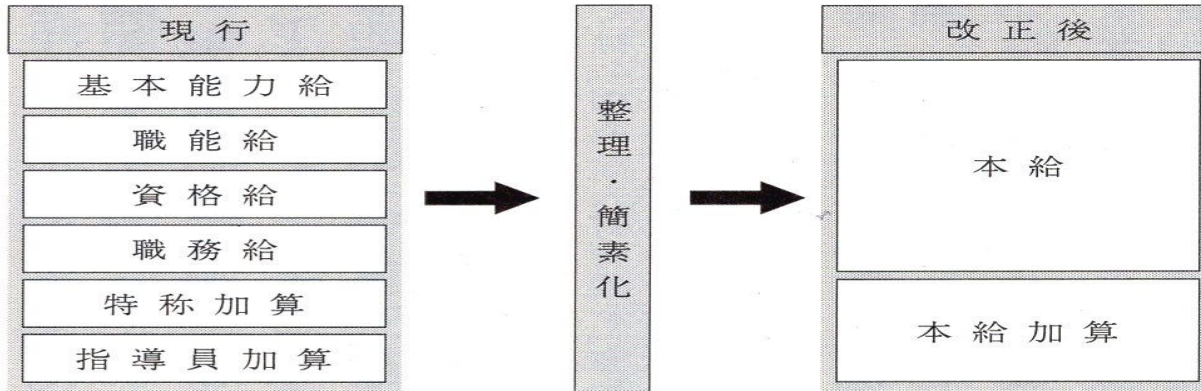


図 11 賃金を決定する際に重視するもの(複数回答、2010年「今後の産業動向と雇用のあり方に関する調査」より作成)

成果主義賃金制度 その例：日立製作所

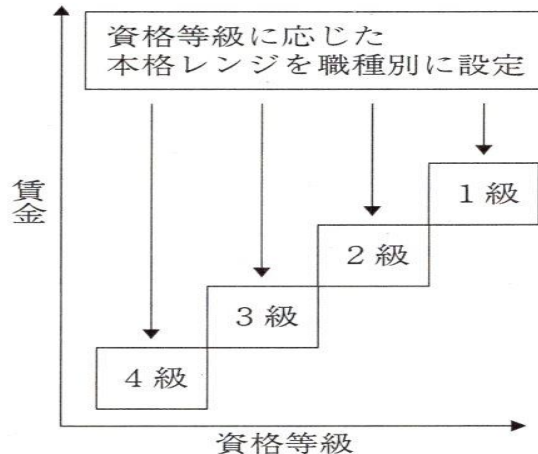
図6-17① 成果主義賃金の事例

日立製作所 一般社員の処遇制度改革

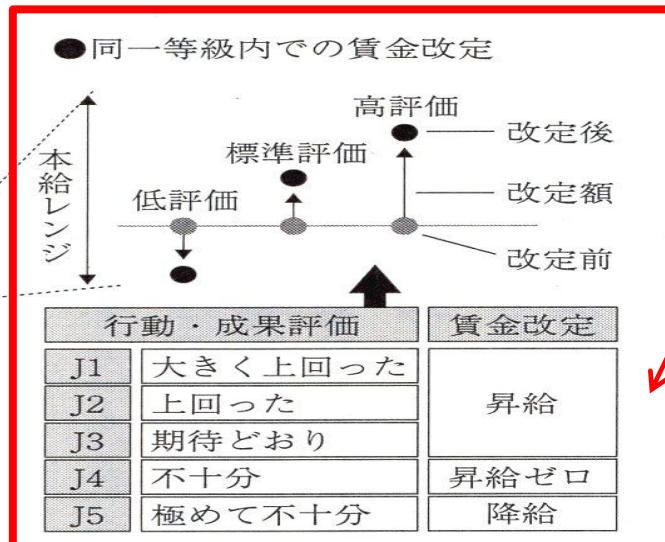


評価で、
賃金改訂
昇給
昇給ゼロ
降給

●本給レンジ



●同一等級内での賃金改定



(出所) 『週刊東洋経済』2004年4月3日号。

人事考課調査票の例

評価: S:抜群 A+:上回る A:期待通り
A-:いま一步 B:かなり努力必要

評定項目

職務習熟度

職務遂行能力

● 都市銀行 S 社における人事考課制度

以下に示されているのは、ある都市銀行において毎年作成される「人事考課表」の一部である。表の中の評定基準は以下のように定義されていく上回る A……期待水準どおり A……いま一步努力を要す B……かなり努力を要す

試験は学生の時だけと誤解している御仁は、当該表をつぶさに見て

		評 定 項 目	評 定 (注)
職 務 習 熟 度	営 業	授信判断・管理(融 資)	S A ⁺ A ⁻ A ⁻ B
		授信判断・管理(外国為替)	S A ⁺ A ⁻ A ⁻ B
	店 内	法 人 取 引	S A ⁺ A ⁻ A ⁻ B
		個 人 取 引	S A ⁺ A ⁻ A ⁻ B
		内 部 業 務	S A ⁺ A ⁻ A ⁻ B
本 部	(現担当職務名)	(A) S A ⁺ A ⁻ A ⁻ B 	
	(部長名)	(B) S A ⁺ A ⁻ A ⁻ B 	
	(職務名)	(B) S A ⁺ A ⁻ A ⁻ B 	
		(B) S A ⁺ A ⁻ A ⁻ B 	
海 外		(B) S A ⁺ A ⁻ A ⁻ B 	
		(B) S A ⁺ A ⁻ A ⁻ B 	

自信のある分野に○印をつけて下さい。(本人記入)

ア、個人 イ、個人事業者 ウ、中小企業
エ、中堅・大企業 オ、公共先・非営利法人

カ、居住者 キ、職域個人 ク、会社役員
ケ、大口資産家 コ、個人事業者 サ、中小企業
シ、中堅・大企業 ス、公共先・非営利法人

タ、当座 チ、普通 ツ、為替 テ、資金 ト、定期
ナ、総務 ニ、融資事務 ネ、外為事務 ノ、店頭セールス

○現在どこに勤務しているかは問いません。
○今までに経験のある職務から判断して記入して下さい。
○部店長評定は、現部店での範囲からうかがえる範囲で行って下さい。(それ以外は評定不要)
○評定にあたっては、職務遂行能力、知識・技能習得状況を総合的に勘案の上記入して下さい。

①現在、本部・海外に勤務している人のみ本人が記入の上評定して下さい。

②今まで本部・海外を経験した人で経験した職務の中から自信のある職務を本人が記入の上評定して下さい。

(□…部店長、()…本人)	評 定 (注)
□() オ、切り口はシャープ □() カ、計数的裏づけにもとづいた判断ができる □() キ、バランスがとれている	S A ⁺ A ⁻ A ⁻ B
□() オ、採算直視で戦略的な企画ができる □() カ、タイムリーに企画ができる □() キ、全行的立場にたって企画できる □() ク、大企画ができる	S A ⁺ A ⁻ A ⁻ B
□() キ、本部の活用巧み □() ク、当行関連会社の活用巧み □() ケ、上司の活用巧み □() コ、たくましい行動力あり □() サ、粘り強い交渉力あり □() シ、行動はスピーディー	S A ⁺ A ⁻ A ⁻ B

評価
S A+ A A- B

成果主義の問題点

1995年、日本で初めて**富士通**が導入、しかし、社員の**士気低下**が表面化し、2001年に修正頑張ったぶんだけ給料があがる：

しかし、頑張った分をどれだけと見るのか、
どう**評価する**のかは別問題

頑張っても、他の人はもっと頑張ったと。

今年の**目標達成**、でも

次の年はそれが当たり前になり、
高い目標が課せられる。

それでは最初から低い目標でいいか。

個人だけには帰せされない。

集団作業の場合は？ どのように評価するのか

個人評価：異端者を**排除**：会社にたてつくものは排除

人事評価の問題

- **情意評価**が問題

評価される労働者より、
評価する上司が一番問題：
公正に判断できるのか、
潜在能力を見れるのか

- 評価：悪いところではなく、
いいところを見つけ出す：
その人を雇った**雇用責任**がある。
その人にいい仕事をしてもらうように
する責任が会社にある：
排除ではなく：

今週のビデオ



ドキュメンタリー-WAVE

“ブラック企業”と闘う
～アメリカ非正規雇用の労働者たち～

2015年10月4日 NHK-BS1

約20分

賃金等級表の例

図6 - 13 「日本型職務給」における一本立てグレード制のレンジレートのテーブル例

			A	B	C		
		E 3	1,200,000	1,100,000	1,000,000		
		E 2	850,000	800,000	750,000		
E I	S		A	B	C	D	
	620,000		610,000	600,000	590,000	580,000	
		S	A	B	C	D	
G	5	488,000	484,000	480,000	476,000	472,000	
	4	468,000	464,000	460,000	456,000	452,000	
	3	448,000	444,000	440,000	436,000	432,000	
	2	428,000	424,000	420,000	416,000	412,000	
4	1	408,000	404,000	400,000	396,000	392,000	
G	5	386,000	383,000	380,000	377,000	374,000	
	4	371,000	368,000	365,000	362,000	359,000	
	3	356,000	353,000	350,000	347,000	344,000	
	2	341,000	338,000	335,000	332,000	329,000	
3	1	326,000	323,000	320,000	317,000	314,000	
G	5	306,000	303,000	300,000	297,000	294,000	
	4	291,000	288,000	285,000	282,000	279,000	
	3	276,000	273,000	270,000	267,000	264,000	
	2	261,000	258,000	255,000	252,000	249,000	
2	1	246,000	243,000	240,000	237,000	234,000	
G I	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳
	170,000	180,000	190,000	200,000	210,000	220,000	230,000

(出所) 滝澤算織『日本型職務給の提案——賃金のグローバル・スタンダード化』
社会経済生産性本部, 1998年による。

給与明細の実例

● 給与明細表の実例

給与支給明細書

山田太郎 殿

支	年齢給	職能給	職務給	勤続給	基本給計	家
	145,500	81,400	81,000	3,200	311,100	
給	残業 2時間分 2738.61		業 早出休 7時間分 2738.61			
	超勤計	交通費(課税分)	基準外計		賞	
	76,681		76,681			
法定控除	健康保険	厚生年金	雇用保険	社会保険料計	所得税	
	8,589	15,252	1,990	25,831	% 20.4	
法定外控除	組合費	組合積立(*)	生命保険	損害保険	財形1	財
	4,630	300				

63年 7月 給与

支給額計	法定控除計	法定外控除計	控除額計	既払額
406,781	67,751	31,935	99,686	
差引支給額				
				307,095

旅手当	役付手当	役員報酬	手当計	基準内計	
19,000			19,000	330,100	
深夜残業		食事			
調整(課)	調整(非)	欠勤控除額			
住民税					
20	21,500				
形2	本代	薬代	その他控除1(**)	その他控除2	労金
10,000	1,105		900		15,000

(備考) *労働組合の闘争資金積立(個人分)。**ストライキに伴う賃金減少分。

給与明細項目

支給: 基本給(月給・日給月給・日給・時給)

役付手当・家族手当・営業手当・生産手当

職務手当・食事手当・資格手当・皆精勤手当

時間外手当・休日手当・深夜手当

遅速早退控除・欠勤控除・通勤手当

課税合計・非課税合計・総支給額

控除: 健康保険・介護保険・厚生年金・厚生年金基金

雇用保険・所得税・住民税・各種天引き

差引支給額

勤怠: 出勤日数・出勤時間・欠勤・有給・休暇

休日日数・残業時間・休日出勤時間・深夜時間

遅刻早退回数・遅刻早退時間

最低賃金

最低賃金24円上げ 全国平均

2016年度の最低賃金（時給）を引き上げる目安額が厚生労働省の審議会でまとまった。26日付で公表された引き上げ幅は、全国加重平均で24円（昨年度18円）と過去最大で、時給は今の平均798円から822円に、各都道府県の時給は初めてすべて700円超

となる見通し。引き上げ率は安倍政権が目指す「3%」に達した。労使の代表と学識者ら公益委員でつくる厚労省の中央最低賃金審議会の小委員会が、26日午後からの最終協議でまとめた。今年協議開始の前に、安倍政権が「1億総活躍プ

最低賃金が「目安」通りに上がったら…

単位:円。経済規模などに基づくA~Dランクごとの引き上げ「目安」をもとに、2016年度の各地の最低賃金が決まる

目安		786 北海道	
全国平均(+24円)	798円 822円	716 青森	716 岩手
…Aランク(+25円)		717 秋田	748 宮城
…Bランク(+24円)		717 山形	726 福島
…Cランク(+22円)		753 新潟	759 群馬
…Dランク(+21円)		754 福井	770 富山
		757 石川	844 埼玉
		770 長野	775 栃木
		788 滋賀	759 山梨
		831 京都	771 茨城
		818 兵庫	842 千葉
		883 大阪	776 岐阜
		776 岐阜	932 東京
		762 奈良	845 愛知
		845 愛知	930 神奈川
		753 和歌山	795 三重
		795 三重	807 静岡
		717 愛媛	741 香川
		714 高知	716 徳島
		714 高知	
		715 佐賀	765 福岡
		715 熊本	715 大分
		715 鹿児島	714 宮崎
		714 沖縄	
		715 長崎	715 佐賀
		715 佐賀	765 福岡
		715 熊本	715 大分
		715 鹿児島	714 宮崎
		714 沖縄	
		753 山口	717 島根
		714 鳥取	831 京都
		818 兵庫	883 大阪
		776 岐阜	932 東京
		762 奈良	845 愛知
		845 愛知	930 神奈川
		753 和歌山	795 三重
		795 三重	807 静岡
		717 愛媛	741 香川
		714 高知	716 徳島
		714 高知	
		715 佐賀	765 福岡
		715 熊本	715 大分
		715 鹿児島	714 宮崎
		714 沖縄	
		753 山口	717 島根
		714 鳥取	831 京都
		818 兵庫	883 大阪
		776 岐阜	932 東京
		762 奈良	845 愛知
		845 愛知	930 神奈川
		753 和歌山	795 三重
		795 三重	807 静岡
		717 愛媛	741 香川
		714 高知	716 徳島
		714 高知	
		715 佐賀	765 福岡
		715 熊本	715 大分
		715 鹿児島	714 宮崎
		714 沖縄	

現在の額に引き上げ目安額を単純合算

- …Aランク(+25円)
- …Bランク(+24円)
- …Cランク(+22円)
- …Dランク(+21円)

ラン」をまとめ、最低賃金の「年率3%上昇、将来の平均1千円を目標」を掲げた。参院選後には安倍晋三首相が改めて「3%上昇」を目指すよう塩崎恭久厚労相ら関係閣僚に指示。政権が、消費喚起につながる最低賃金引き上げに強い意欲を示す異例の展開だった。審議会の協議もこうした意向を受けた形で、過去最大の上げ幅で決着した。通常の最終協議は午後から翌早朝までかかるが、今回は深夜にまとまった。

最低賃金は、企業が労働者に支払うべき最低限の賃金で、支払わない場合は罰則がある。今後、まとまった目安額にもとづいて各都道府県ごとに額を決め、10月ごろから引き上げる。

(末崎毅、北川慧二)

最低賃金の金額: 2016年

滋賀
788円

都道府県名	最低賃金時間額【円】	発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額【円】	発効年月日
北海道	786 (764)	平成28年10月1日	滋賀	788 (764)	平成28年10月6日
青森	716 (695)	平成28年10月20日	京都	831 (807)	平成28年10月2日
岩手	716 (695)	平成28年10月5日	大阪	883 (858)	平成28年10月1日
宮城	748 (726)	平成28年10月5日	兵庫	819 (794)	平成28年10月1日
秋田	716 (695)	平成28年10月6日	奈良	762 (740)	平成28年10月6日
山形	717 (696)	平成28年10月7日	和歌山	753 (731)	平成28年10月1日
福島	726 (705)	平成28年10月1日	鳥取	715 (693)	平成28年10月12日
茨城	771 (747)	平成28年10月1日	島根	718 (696)	平成28年10月1日
栃木	775 (751)	平成28年10月1日	岡山	757 (735)	平成28年10月1日
群馬	759 (737)	平成28年10月6日	広島	793 (769)	平成28年10月1日
埼玉	845 (820)	平成28年10月1日	山口	753 (731)	平成28年10月1日
千葉	842 (817)	平成28年10月1日	徳島	716 (695)	平成28年10月1日
東京	932 (907)	平成28年10月1日	香川	742 (719)	平成28年10月1日
神奈川	930 (905)	平成28年10月1日	愛媛	717 (696)	平成28年10月1日
新潟	753 (731)	平成28年10月1日	高知	715 (693)	平成28年10月16日
富山	770 (746)	平成28年10月1日	福岡	765 (743)	平成28年10月1日
石川	757 (735)	平成28年10月1日	佐賀	715 (694)	平成28年10月2日
福井	754 (732)	平成28年10月1日	長崎	715 (694)	平成28年10月6日
山梨	759 (737)	平成28年10月1日	熊本	715 (694)	平成28年10月1日
長野	770 (746)	平成28年10月1日	大分	715 (694)	平成28年10月1日
岐阜	776 (754)	平成28年10月1日	宮崎	714 (693)	平成28年10月1日
静岡	807 (783)	平成28年10月5日	鹿児島	715 (694)	平成28年10月1日
愛知	845 (820)	平成28年10月1日	沖縄	714 (693)	平成28年10月1日
三重	795 (771)	平成28年10月1日	全国加重平均額	823 (798)	—

大阪
883円

沖縄
714円

北海道
786円

宮城
748円

東京
932円

愛知
845円

最賃制に関する生計費 : 北海道

表2 最低生計費調査—北海道若年単身世帯の結果(2016年)(賃貸アパート 1K(1DK)25㎡)

	25歳男性 (札幌市)	25歳女性 (札幌市)	25歳男性 (釧路市)
消費支出	163,805	159,471	182,381
食費	39,991	32,310	37,921
住居費	32,000	32,000	35,000
光熱・水道	10,206	9,933	10,206
家具・家事用品	4,071	4,398	5,001
被服・履物	5,828	4,431	8,593
保健医療	4,558	3,274	2,980
交通・通信	16,660	17,438	36,460
教育	0	0	0
教養娯楽	30,068	30,068	27,684
その他	20,423	25,619	18,536
非消費支出	44,878	44,878	44,878
予備費	16,300	15,900	18,200
最低生計費	180,105	175,371	200,581
(税込み月額)	224,983	220,249	245,459
(税込み年額)	2,699,796	2,642,988	2,945,508
必要最低賃金額A (173.8時間換算)	1,295円	1,267円	1,412円
必要最低賃金額B (149.3時間換算)	1,507円	1,475円	1,644円
最低賃金額(2015年)	764円	764円	764円

(注1) 消費支出=食費、住居費、光熱・水道、家具・家事用品、被服・履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の総和、予備費=消費支出×10% (100円未満切り捨て)、最低生計費(税抜き)=消費支出+予備費。

(注2) 交通費は、「通勤手当」が支給されないものとして試算している。したがって「通勤手当」が支給されると想定すれば、最低生計費はその分だけ減ることになる。

(注3) 非消費支出には、「所得税」、「住民税」、「社会保険料(厚生年金+協会けんぽ+雇用保険)」を含む。

(注4) 当初の新聞等で公表された数字と違いがあるのは、食費や交通費等で修正を行ったためである。

最賃制に関する生計費 : 東北地方

表3 最低生計費調査—東北地方若年単身世帯の結果
(2016年)(賃貸アパート 1K(1DK)25㎡)

	25歳男性 (青森市)	25歳男性 (山形市)	25歳男性 (仙台市)	25歳男性 (福島市)
消費支出	162,589	166,317	167,016	167,952
食費	39,977	40,032	40,017	40,703
住居費	26,000	30,000	30,000	32,000
光熱・水道	8,076	8,695	8,686	8,715
家具・家事用品	3,664	3,905	3,821	3,509
被服・履物	6,514	5,628	7,095	6,225
保健医療	2,596	2,596	2,596	2,596
交通・通信	38,342	37,634	38,342	37,028
教育	0	0	0	0
教養娯楽	17,950	17,057	17,126	17,726
その他	19,470	20,770	19,333	19,450
非消費支出	37,294	37,367	37,375	37,320
予備費	16,200	16,600	16,700	16,700
最低生計費	178,789	182,917	183,716	184,652
(税込み月額)	216,083	220,284	221,091	221,972
(税込み年額)	2,592,996	2,643,408	2,653,092	2,663,664
必要最低賃金額A (173.8時間換算)	1,243円	1,267円	1,272円	1,277円
必要最低賃金額B (149.3時間換算)	1,447円	1,476円	1,481円	1,487円
最低賃金額(2015年)	695円	696円	726円	705円

(注) 表2に同じ。

最賃制に関する生計費 : 中部地方

表4 最低生計費調査—中部地方若年単身世帯の結果
(2015年) (賃貸アパート 1K(1DK)25m²)

	25歳男性 (静岡市)	25歳女性 (静岡市)	25歳男性 (名古屋市)	25歳女性 (名古屋市)
消費支出	181,897	180,960	163,083	163,213
食費	40,253	34,240	38,457	31,711
住居費	38,000	38,000	45,000	45,000
光熱・水道	7,559	6,594	7,510	6,551
家具・家事用品	3,883	4,124	3,480	3,600
被服・履物	7,521	4,296	8,426	8,406
保健医療	3,255	4,516	2,186	5,016
交通・通信	43,356	43,167	19,062	18,872
教育	0	0	0	0
教養娯楽	18,408	22,034	17,745	17,764
その他	19,662	23,989	21,217	26,293
非消費支出	46,662	46,662	47,562	47,562
予備費	18,100	18,000	16,300	16,300
最低生計費	199,997	198,960	179,383	179,513
(税込み月額)	246,659	245,622	226,945	227,075
(税込み年額)	2,959,908	2,947,464	2,723,340	2,724,900
必要最低賃金額A (173.8時間換算)	1,419円	1,413円	1,306円	1,307円
必要最低賃金額B (149.3時間換算)	1,652円	1,645円	1,520円	1,521円
最低賃金額(2015年)	783円	783円	820円	820円

(注) 表2に同じ。

最低賃金と最低生計費の比較

表5 各地の最低生計費および最低賃金の比較

	1ヵ月分の生計費 (税込)	静岡=100としたときの最低生計費の比較	(備考) (調査時期)	2015年度の最低賃金額	東京都(907円)=100としたときの最低賃金の比較
北海道札幌市	224,983円	91.2	2016年	764円	84.2
北海道釧路市	245,459円	99.5		764円	84.2
青森県青森市	216,083円	87.6		695円	76.6
秋田県秋田市	216,944円	88.0		695円	76.6
岩手県盛岡市	228,664円	92.7		695円	76.6
山形県山形市	220,284円	89.3		696円	76.7
宮城県仙台市	221,091円	89.6		726円	80.0
福島県福島市	221,972円	90.0		705円	77.7
新潟県新潟市	242,005円	98.1	2015年	715円	78.8
静岡県静岡市	246,659円	100.0		783円	86.3
愛知県名古屋市	226,945円	92.0		820円	90.4
愛知県豊橋市	239,568円	97.1		820円	90.4

(注) 各市ともすべて25歳男性単身世帯の最低生計費で比較した。

最低賃金は
地域別に差を
つけている

地域の生計費に
差はない

付記:公務員の賃金

公務員の賃金水準は
民間の給与水準に基づいて
決められている

官製ワーキングプアの問題
非正規雇用の利用

賃金制度について、残された問題

不払い賃金：サービス残業による不払い賃金の金額

表 5-6 実質残業賃金，不払残業賃金等の試算（常用労働者，1992年）

年間総実労働時間	= 週44.4時間 × 52週 = 2309時間
年間所定内労働時間	= 月間154.7時間 × 12か月 = 1856時間
年間残業時間	= 2309時間 - 1856時間 = 453時間
月間残業時間	= 453時間 ÷ 12か月 = 37.75時間
年間支払残業時間	= 月間10.5時間 × 12か月 = 126時間
年間不払残業時間	= 453時間 - 126時間 = 327時間
月間支払残業額	= 1万8226円
時間当たり支払残業賃金	= 1万8226円 ÷ 10.5時間 = 1736円
時間当たり実質残業賃金	= 月間支払残業1万8226円 ÷ 月間残業時間37.75 = 483円
一人当たり年間不払賃金	= 年間不払残業327時間 × 1736円 = 56万7672円
一般労働者年間不払賃金総額（常用労働者総数4089万人）	= 56万7672円 × 4089万人 = 23兆2121億円

一人年間で
56万円 4000万人
1年間で
23兆円

（注） 数字は最下欄を除きすべて1人当たり。

（出所） 年間総実労働時間は『労働力調査』，他の数字は『毎月勤労統計調査』からとった。

賃金制度について、残された問題

賃金差別:

同一労働同一賃金

正社員の賃金とパートの賃金

最近の新聞記事から:

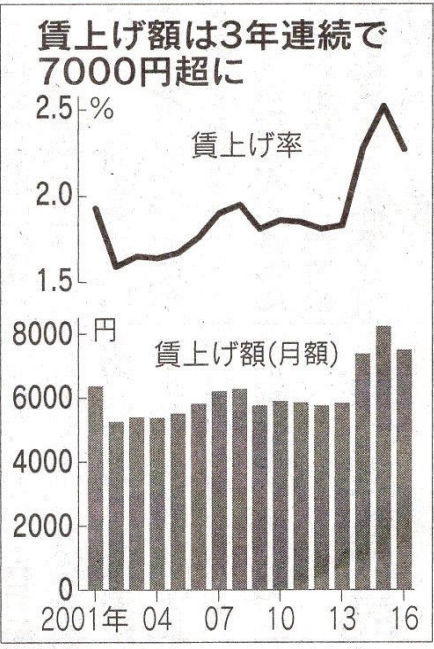
トヨタ自動車は24日に提出した2016年3月期の有価証券報告書によると、豊田章男社長の報酬は前年同期からほぼ横ばいの3億5100万円だった。基本報酬は1億2000万円変わらず、賞与が2億4800万円と100万円減った。昨年6月、トヨタ初の外国人副社長に就任したディディエ・ルロワ氏の報酬は社長の約2倍にあたる6億9600万円だった。

トヨタのルロワ副社長 役員報酬6億9600万円

豊田社長の2倍近く
トヨタに入社した。初の外国人副社長として欧米や日本など先進国事業を統括している。前期のトヨタの連結営業利益は前同期比4%増の2兆8539億円と過去最高を更新。北米での販売増などが業績をけん引した。

開示義務のある1億円以上の報酬を受け取った取締役数は前同期と同じ8人。内山田竹志会長は横ばいの2億100万円だった。

つた15年(2・52%)に比べると伸びが鈍く、賃上げの好循環「はやや雲行き



賃上げ前年割れ

4年ぶり
今春、大手企業 2.27%

経団連が6日公表した春季労使交渉の最終集計によると、大手企業の定期昇給とベースアップ(ベア)を合わせた賃上げ額は月7497円だった。中国経済減速や円高の影響で経営者が慎重姿勢を強め、賃上げ率は2・27%と4年ぶりの前年割れとなった。2016年の賃上げ額は3年続けて7000円を超えた。ただ賃上げ率は17年ぶりの高水準とな

経団連最終集計

2016-06-25日経新聞

2016-07-07日経新聞

最後に

- ・賃金制度は、結局、労働者がどう**納得**するか、させるかの理由付け
- ・評価をしても、**評価者**が問題
- ・**能力給の失敗**: 富士通:
成果・評価と賃金はうまくかみ合わない
- ・結局、その賃金で**生活できる**かどうか
- ・**生活できない賃金**: それが一番の問題
※**生活給への見直し**が必要と思う

参考文献:

- ・竹信三恵子『ルポ賃金差別』筑摩書房 2012年
- ・森岡孝二『雇用身分社会』岩波新書 2015年
- ・小越洋之助『終身雇用と年功賃金の転換』
ミネルヴァ書房 2006年

※電算型賃金については

- ・河西宏祐『電算型賃金の思想』平原社、2015年



アンケートのお願い

- ・講義で取り上げてほしい項目・内容があれば、アンケート用紙に書いてください
 - ・質問事項・疑問点・ご要望があればそれも書いてください
- ※できるだけご要望に応えようと思います

本日はここまでです
ありがとうございました

